

**小学生医療費
不妊治療**

負担を軽減します

**小学生医療費助成
自己負担額を引き下げます**

市が行っている小学生医療費助成では、医療機関の窓口で支払った医療費から、市が定めた一定の自己負担額を差し引いた額を給付しています。この自己負担額(医療機関ごと1月当たり)を8月1日以降の診療分から、次のとおり半額に引き下げます。

▽外来の場合：750円(7月診療分までは1500円)
▽入院の場合：2500円(7月診療分までは5000円)
手続きは不要で、8月診療分(10月に給付)から自動的に適用されます。また、保護者が住民税非課税の場合は、これまでどおり自己負担はありません。

**不妊治療への助成
限度額が変わります**

市では、岩手県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金

(以下、「県助成金」といいます)の交付決定を受けた方を対象とした助成事業を行っています。
本年度からこの助成金の限度額を次のとおり変更します。
▽限度額：1回の申請につき10万円(従前は1年度につき10万円)
この変更により、年度内に複数回の治療を受ける場合などに、2回目以降の治療について助成を受けやすくなります。
なお、この変更は、本年4月1日以降に県助成金の交付決定を受けた治療から適用になります。

【問い合わせ】

- 小学生医療費助成について
▽本庁国保医療課 ☎24・2111
1内線534・537
- ▽各総合支所健康福祉係
大 迫 ☎48・2111内線144
石鳥谷 ☎45・2111内線227
東 和 ☎42・2111内線221
- 不妊治療への助成について
▽本庁国保医療課
☎24・2111内線533

身近にある納税方法

市税は、市民の皆さんが安心して暮らしていただけるように、福祉や教育など、いろいろな公共サービスを行うための大切な財源です。さまざまな納付方法がありますので紹介します。

安心・簡単・確実な「口座振替」

銀行、信用金庫、農協、ゆうちょ銀行(郵便局)の預貯金口座から各納期に自動引き落としされます。納期ごとに窓口まで出向くことがなく、納め忘れもないのも便利です。

***申し込み方法**

預貯金通帳、預貯金の届け出印、口座振替を希望する市税の納付書をお持ちになり、直接、金融機関へ申し込んでください。納税者本人以外の預貯金口座でも預貯金名義人の承諾があれば利用できます。

***振替ができなかったとき**

預貯金の残高不足により口座振替ができなかったときは、納付書を送付しますので、金融機関などの窓口で納付してください。

***領収書**

領収書は1年分(1月から12月までの分)をまとめて、毎年1月中

旬に送付します。ただし、軽自動車税の領収書は、6月中旬に送付します。

便利な「コンビニ」の納付

自宅や勤務先などの近くのコンビニエンスストアで、曜日や時間を気にすることなく納付できます。

※1枚当たりの税額が30万円を超える納付書や納付期限を過ぎた納付書は取り扱えません

「金融機関窓口」への納付

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、花巻農業協同組合、花巻信用金庫、東北労働金庫の本店および支

店の窓口で納付できます。

ゆうちょ銀行(郵便局)での納付を希望する方は、ゆうちょ銀行専用の「払込取扱票」を交付します。お問い合わせください。

「市役所・総合支所窓口」での納付

本庁収納課、各総合支所税務会計係の窓口で納付できます。

- 【問い合わせ】**
▽本庁収納課 ☎24・2111内線242・2003
▽各総合支所税務会計係
大 迫 ☎48・2111内線133
石鳥谷 ☎45・2111内線215
東 和 ☎42・2111内線253

**2014
イーハトーブ
レディース駅伝**



昨年の様子

「2014イーハトーブレディース駅伝」を次のとおり開催します。

部門は、レディースの部、シニアレディースの部、小学生の部の三つがあります。自然豊かな花巻を仲間や家族で走ってみませんか。

【開催日】10月26日(日)

	レディースの部	シニアレディースの部
参加資格	16歳以上の女性(高体連、学連、実業団連盟の登録選手は参加できません)	40歳以上の女性(実業団連盟の登録選手は参加できません)
チーム編成	1チーム正選手5人・補欠選手2人	
スタート	午前10時	
コース	市役所本庁舎～花巻温泉(15*。5区間)	
参加料	1チーム6,500円(保険料ほか)	

	小学生の部(低学年)	小学生の部(高学年)
参加資格	小学1～3年生1人または2人と大人1人。男女は問いません	小学4～6年生1人または2人と大人1人。男女は問いません
スタート	午前10時15分	午前10時10分
コース	花巻温泉周回コース(2*。)	
参加料	2人チーム2,500円(保険料ほか)、3人チーム3,500円(保険料ほか)	

【申込期限】8月29日(金)

※申し込み方法など詳しくは、下記へお問い合わせください

【問い合わせ】本庁スポーツ振興課(☎24-2111内線293)

医療費受給者証の交付についてお知らせします

市では、表1に該当する方が病院や薬局で支払った医療費を助成しています。助成を受けるためには事前に申請手続きを行い、該当する医療費受給者証(以下、「受給者証」という)の交付を受ける必要があります。ただし、本人や保護者などの所得が表2の所得制限を超える場合は、受給者証の交付を受けることができません。

また、昨年度は所得制限を超えていたために受給者証の交付を受けることができなかった方でも、本年度(平成25年中)の所得が制限内であれば、申請により交付を受けることができます。

申請には、対象者の保険証、印鑑、預金通帳のほか、受給資格を確認できるもの(身体障がい者手帳1・2級、児童扶養手当証書など)が必要となります。詳しくは、本庁国保医療課または各総合支所健康福祉係へ。

【問い合わせ・申請】
▷本庁国保医療課(☎24-2111内線534・537)
▷各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線144、石鳥谷☎45-2111内線227、東和☎42-2111内線221)

表1 医療費助成の対象者と該当要件

対象者	該当要件
乳幼児	出生から就学前の児童
小学生	小学1年生から6年生までの児童
妊産婦	妊娠5カ月に達する月の初日から出産(流産・死産を含む)した月の翌月末日までの方
重度心身障がい者	身体障がい者手帳(1級・2級)、障がい基礎年金1級、特別障がい給付金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級のいずれかに該当する方
ひとり親家庭	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方(配偶者が重度心身障がい者の場合も含む)とその児童、父のいない児童
寡婦(夫)	配偶者のいない方で、以前ひとり親として18歳未満の児童を扶養していた70歳未満の方

表2 医療費助成の所得制限限度額 (単位:千円)

扶養人数	乳幼児、小学生(父母)		重度心身障がい者		ひとり親家庭・寡婦	
	妊産婦(本人・監護者)	本人	本人	監護者	本人	監護者
0人	2,720	3,954	6,637	1,920	2,360	2,360
1人	3,100	4,334	6,886	2,300	2,740	2,740
2人	3,480	4,714	7,099	2,680	3,120	3,120
3人	3,860	5,094	7,312	3,060	3,500	3,500
4人	4,240	5,474	7,525	3,440	3,880	3,880
5人	4,620	5,854	7,738	3,820	4,260	4,260

●3歳未満の乳幼児については、表中の所得制限を超えても医療費助成の対象者となります
●前年の所得と扶養親族などの数で判定します
●老人控除対象配偶者や老人扶養親族、特定扶養親族がいる場合は、限度額に加算があります。詳しくは、お問い合わせください